

シンポジウム「わが国の受動喫煙防止対策について」
平成23年9月23日(金) 兵庫県医師会館

大阪府におけるたばこ対策について

大阪府健康医療部健康づくり課
生活習慣病・歯科・栄養グループ
課長補佐 医師 狭間礼子

健康増進法

平成14年8月2日法律第103号

第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない

【厚生労働省健康局長通知】 平成22年2月25日健発0255第2号

「受動喫煙防止対策について」

1. 基本的な方向性

- ・多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき
- ・全面禁煙が極めて困難である場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めること
- ・特に屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である

2. 具体的方法

多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべき。

少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

- ・全面禁煙が極めて困難である場合には、当面の間、喫煙可能区域の設定等の受動喫煙防止対策を求めるが、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。
- ・全面禁煙・喫煙可能区域の設定を行っている場所は、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等に理解と協力を求める。
- ・喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約

2003年5月21日WHO第56回総会採択、2005年2月27日発効 日本:2004年6月8日批准

第8条「タバコの煙にさらされることからの保護」

- ・ 締約国は、タバコの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- ・ 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるタバコの煙にさらされることからの保護を定める
- ・ 効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

たばこの煙に晒されることからの保護に関するガイドライン

受動喫煙の保護のための原則

- ・ すべての屋内の職場、屋内の公衆の集まる場所、公共交通機関、その他適切と考えられる公衆の集まる場所は禁煙とすべきである
- ・ 100%禁煙以外の措置（換気、空気清浄装置、喫煙区域の使用）は不完全である
- ・ 人々を受動喫煙から守るには法律（シンプル・明確・施行可能なもの）が必要である（すべての締約国は、その国における枠組条約発効後5年以内に例外なき保護を実現するよう努めなければならない）
- ・ 立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである

大阪府のたばこ対策

大阪府健康増進計画（2008年8月）

1.受動喫煙防止対策

- ・健康増進法第25条対象施設の敷地内全面禁煙・全面禁煙の推進
- ・公共施設（官公庁・医療機関・学校）における敷地内全面禁煙・全面禁煙100%

2.禁煙サポート

- ・健診・がん検診・妊婦教室・健康教室での禁煙サポートの推進
- ・日常診療での禁煙サポートの推進
- ・禁煙治療保健適用医療機関の増加及び周知：禁煙治療の保険適用医療機関 800機関

3.未成年者の健康教育

- ・喫煙防止教材の提供、講師派遣など学校と連携した喫煙防止教育の普及に努める未成年者の喫煙 0%
- ・学校と連携した会議や研修会を通じ禁煙指導者育成と、教職員・保護者への禁煙サポートを実施

大阪府がん対策推進計画（2008年8月）

がん予防の推進・たばこ対策の推進

- ・喫煙率の減少
- ・受動喫煙防止のため健康増進法第25条の努力義務を有する全施設、その他の多数の者が利用する施設における建物内禁煙化・敷地内禁煙化を推進
- ・公共施設(官公庁・学校・医療機関)禁煙化

大阪府がん対策推進条例（2011年4月施行）

がんの予防の推進

- ・受動喫煙防止のため健康増進法第25条の努力義務を有する全施設、その他の多数の者が利用する施設における禁煙を推進

健康医療部長マニフェスト（2011年）

1.救急医療体制等（地域医療）の充実

2.がん対策の充実（がん予防への取組み）

- ・受動喫煙防止の推進
- ：公共施設（官公庁・医療機関・学校・公共交通機関）における全面禁煙化100%を目指す

3.循環器病予防の推進

- ・健診の場における禁煙サポートの推進
- ：健診や人間ドックの場で、禁煙サポートを実施する府内の病院：45%（平成22年度）⇒50%

大阪府の受動喫煙防止ガイドと全面禁煙施設の募集 計 1999施設（飲食店265）H23.9現在

大阪府

きれいな空気にご協力ください

施設管理者のみなさまへ
(受動喫煙防止ガイド)

ご存知ですか
健康増進法 受動喫煙の防止対策は、施設管理者の義務です!

健康増進法 受動喫煙の防止
第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

大阪府のたばこ対策の基本的な考え方

- 受動喫煙防止** たばこの煙は吸わない人の健康にも悪影響を与えます。大阪府は最も効果的である施設内全面禁煙を推進し、市民の健康を促進します。
- 禁煙サポートの推進** 喫煙は、多くの疾病の原因となりますが、禁煙することで、リスクは大きく低下します。大阪府は、医療機関、市町村及び医療保険者との連携を強化し、禁煙しやすい環境づくりや禁煙治療に関する周知を図ります。
- 未成年者の喫煙防止** 学校・家庭・地域と連携し、喫煙防止教育や未成年者が喫煙しない環境づくりの推進に取り組んでいきます。

全面禁煙施設を募集しています

大阪府では、「全面禁煙」に取り組まれている施設に「PRステッカー」をお渡しし、また、府ホームページで施設の名称などを情報提供します。ぜひ、ご応募ください。

全面禁煙です
ご協力ください
大阪府も禁煙化を推進しています

ここは空気がきれい
きれいな空気にご協力ください
No smoking please.

禁煙車です
ご協力ください
大阪府も禁煙化を推進しています

①禁煙宣言 サイズ(210mm×148mm)
②ここは空気がきれい サイズ(210mm×148mm)
③禁煙車 サイズ(148mm×105mm)

対象施設
①学校関係(保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、短大、専門各種学校等) ②飲食店 ③スーパーマーケット ④百貨店 ⑤運動施設 ⑥文化施設 ⑦金融機関 ⑧鉄軌道駅(駅構内が対象。車両は除きます) ⑨タクシー ⑩バス(ターミナル・観光バス等が対象。路線バスは除きます) ⑪官公庁 ⑫その他施設

応募条件
終日全面禁煙であること(分煙は不可)。ベランダ、屋上、食堂、喫茶室及び職員控室等も含めて、建物内全体が禁煙です。なお、ビルの1フロアを賃借等している場合については、そのビル全体ではなく、その施設(フロア)が禁煙であれば応募できます。

応募方法
府ホームページから申請書を印刷し、郵送、ファックス又は電子メールにより申請してください。
ホームページURL:<http://www.pref.osaka.jp/chiki/kenkou/tabacco/zenmen/>

たばこの健康影響について詳しく知りたいときは・・・!

厚生労働省ホームページ
「たばこ健康に関する情報ページ」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>
最新たばこ情報 <http://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html>

大阪府保健医療室
たばこ対策 <http://www.pref.osaka.jp/chiki/kenkou/tabacco/>

大阪府立健康科学センター
健康ライブラリー <http://kenkoukagaku.jp/>

府の受動喫煙防止対策の推進

これまでの進め方

- 知事名での啓発を兼ねた実態調査



- ホームページや報道提供による結果の公表



- 府民・関係者の声を聴く



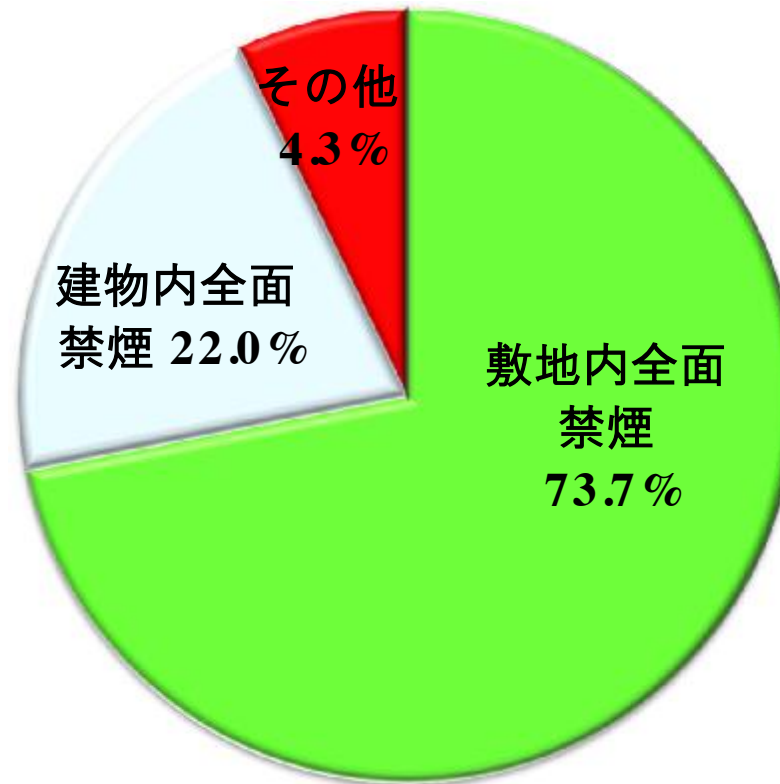
- 調査結果に基づいたさらなる働きかけ(お願い)



- 平成24年度「大阪府健康増進計画」最終評価

大阪府の受動喫煙対策実施状況

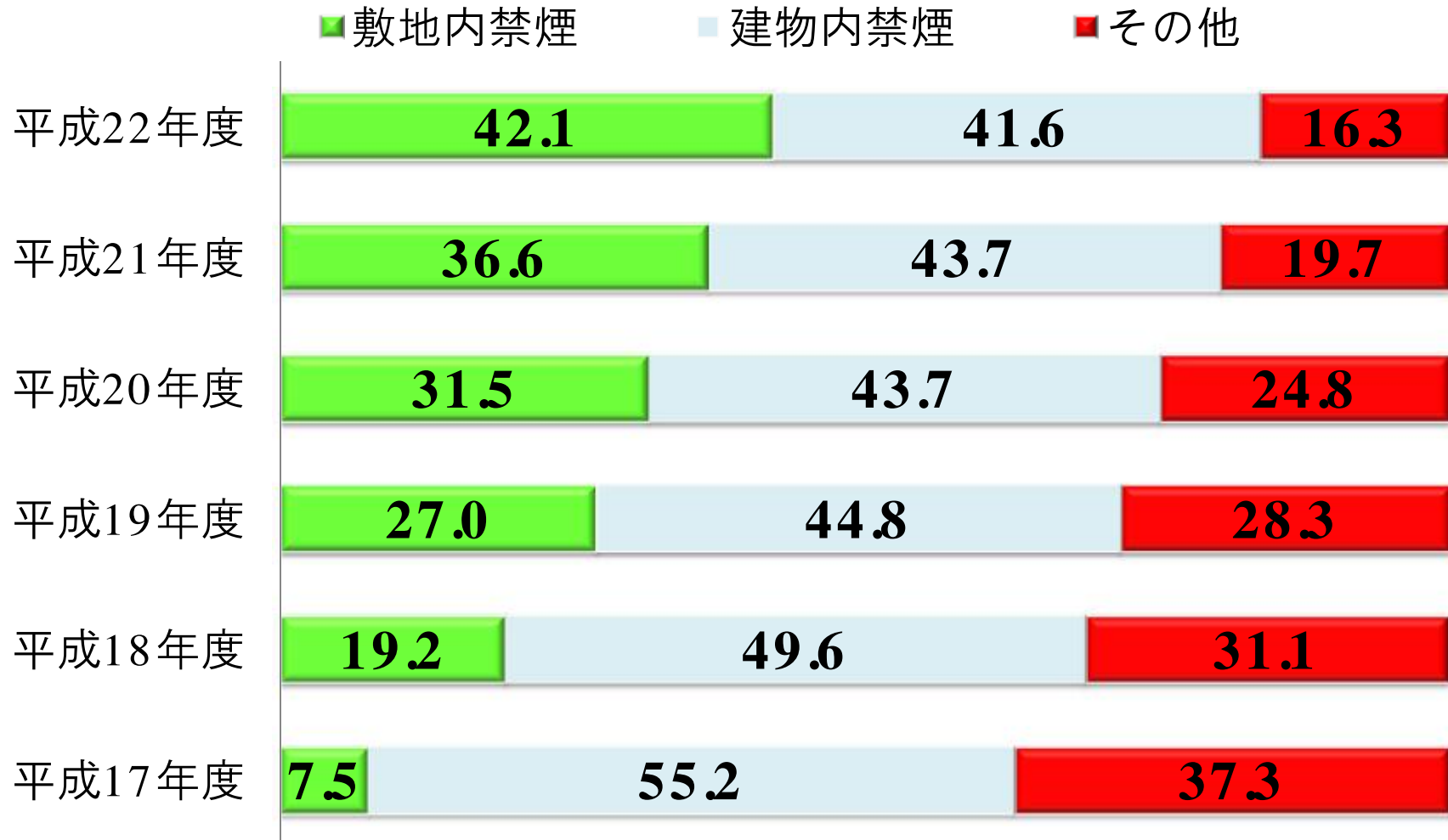
府所管施設：全面禁煙95.7%（敷地内73.7%）



2003 健康増進法施行
2008 本庁舎敷地内全面禁煙
2010/2011 依頼・調査・公表

府内病院(H22年度調査)

2000- 依頼・調査（保健所立ち入り検査時） ・公表、訪問要請



公共交通機関：府内鉄道会社・タクシー

2009 - 依頼・調査・公表、訪問要請

	車両の全面禁煙	駅の全面禁煙	駅の全面禁煙化 今後の予定
大阪高速鉄道株式会社（大阪モノレール）	○	○	—
大阪市交通局	○	○	—
大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）	○	○	—
北大阪急行電鉄株式会社	○	○	—
近畿日本鉄道株式会社	△ 特急列車	△	検討中
京阪電気鉄道株式会社	○	△	なし
南海電気鉄道株式会社	○※	○※	—
西日本旅客鉄道株式会社	△ 新幹線、在来線 寝台列車	△	なし
阪堺電気軌道株式会社	○	△	なし
阪急電鉄株式会社	○	△	なし
阪神電気鉄道株式会社	○	○※	—
水間鉄道株式会社	○	○	—
	○全面禁煙 ×喫煙車両あり	○全面禁煙 △一部駅のみ全面禁煙	— 既に全面禁煙 なし 予定はない

2009 - 2010 依頼・調査・公表

2010 大阪タクシー協会車両全面禁煙、※2011.9 南海電車全面禁煙、阪神電車駅全面禁煙

H23年5月 大阪府調査

市町村におけるたばこ対策 たばこ対策自己点検票を用いた調査 (H21年度調査)

【実施状況の分類基準】

介入の内容(「3分未満の個別介入」「3分以上の個別介入」「集団教育・講義」「グループ学習」)にかかわらず、喫煙者全員に実施しているか否かで分類した。

喫煙者全員に実施 → A 一部の喫煙者に実施 → B 禁煙介入を実施していない → ブランク

該当の保健事業を実施していない → -

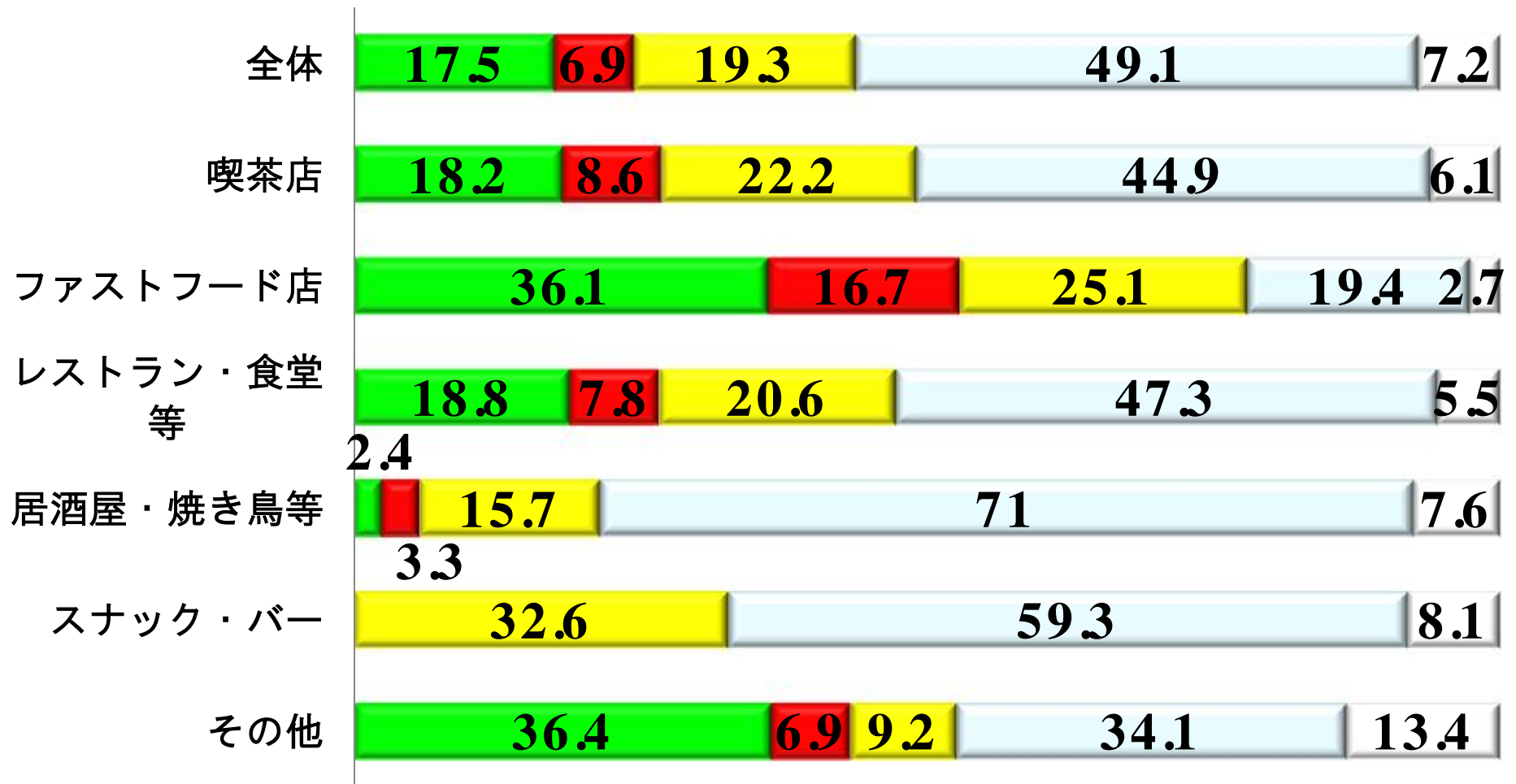
no	市町村名	妊婦事業		乳幼児健診			特定健診		がん検診					肝炎ウイルス検診	
		母子手帳交付時	妊婦向け教室	4カ月健診	1歳半健診	3歳半健診	国保特定健診	国保特定保健指導	肺がん検診	胃がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮頸がん検診		
1	大阪市	A	A				A	-	A					-	
2	堺市	A	B	A	B	B	-	A	B	B	-	-	-	-	-
3	東大阪市	B	B				-	A	A	-	-			-	-
4	高槻市		A	B	B	B	-	A	B	-	-	-	-	-	-
5	池田市	A	A	-	-	-	-	B	-	-	-	-	-	-	-
6	箕面市	B					-	B	-	-	-	-	-	-	-
7	豊能町														-
8	能勢町	A	B					B							

府内飲食店 (H22年度) 終日全面禁煙：17.5%

2010 依頼・調査・公表

店の種類別 禁煙化状況(%)

■ 全面禁煙 ■ 空間分煙 ■ その他の方策 ■ 何もしていない ■ 無回答

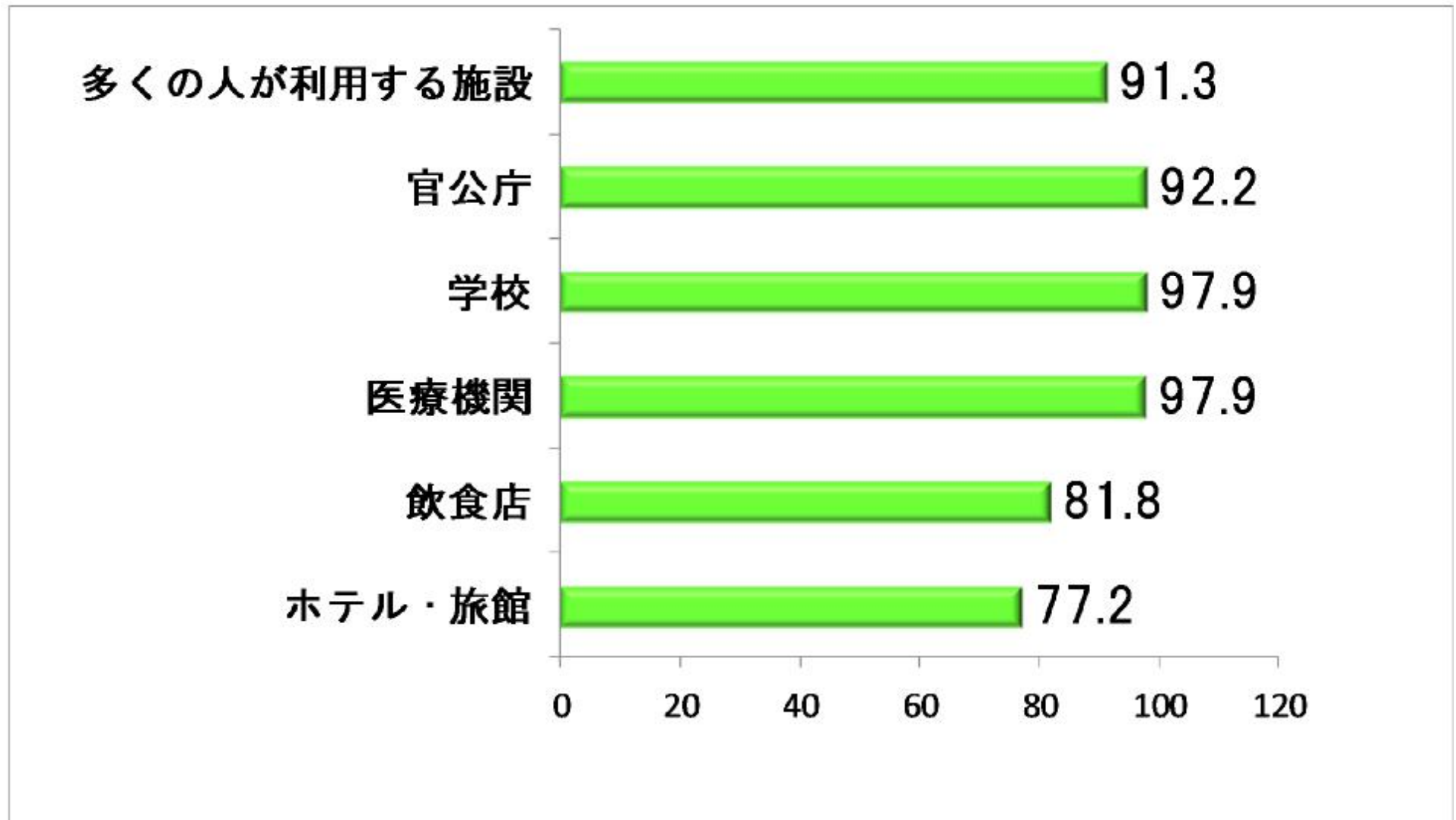


H22年度 大阪府調査 回答総数：1,294件、所在地：大阪府内1,225件(94.7%)

大阪府民の意向調査(H21年度)

全面禁煙が望ましい施設(%)

官公庁・学校・医療機関



大阪府のたばこ対策

平成23年度受動喫煙防止対策の推進について

【府の方針】

1.府民がその施設を利用することが不可避なもの、公的な施設の全面禁煙を推進する

- ・官公庁・学校・医療機関においては、敷地内全面をめざす
- ・公共交通機関では、駅・車両の全面禁煙をめざす

2.家族連れや子どもの利用が多い飲食店の全面禁煙を推進する

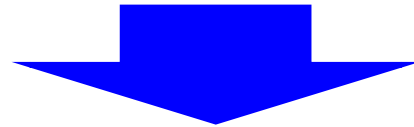
全面禁煙が困難な場合は、食事時間帯（昼食や夕食時間など）の禁煙から行い、早期に全面禁煙をめざす

用語の定義

- ・全面禁煙：室内又はこれに準ずる環境が常に禁煙の状態
- ・敷地内全面禁煙：全面禁煙に加え、施設敷地内の屋外も常に禁煙の状態

大阪府の今後の受動喫煙防止対策について

- 府民がその施設を利用することが不可避なもの、公的な施設は敷地内全面禁煙又は全面禁煙が必要
（官公庁・学校・医療機関・公共交通機関）
- 多くの人を利用する施設は民間事業者を含めて対策が必要
- 効果が不確実で、費用負担のある空間分煙は推奨しない



非喫煙者を保護する受動喫煙防止対策から、喫煙者の禁煙サポート、未成年者の環境整備を含めた「たばこ対策」へ

府はみんなの健康を守る

ご清聴ありがとうございました。